

各高齢者施設・事業所 管理者 様

宮崎市福祉部介護保険課長  
( 公 印 省 略 )

「医療緊急警報」への移行に伴う要請について（依頼）

このことについて、各高齢者施設・事業所におかれましては、日ごろから新型コロナウイルス感染症の感染防止に取り組んでいただいております。感謝申し上げます。

さて、令和4年12月27日から県下全域に「医療非常事態宣言」が発令されておりましたが、新規感染者の減少が続く中、病床使用率は30%を下回る水準まで低下し、医療提供体制への負荷が一定程度軽減されている状況を踏まえ、令和5年2月8日から「医療緊急警報」へ移行することとなりましたのでお知らせします。

つきましては、高齢者等への感染拡大を防止するため、引き続き御理解と御協力をお願いします。

記

「医療緊急警報」への移行に伴う要請期間

令和5年2月8日（水）から当面の間

※終期は、医療のひっ迫状況等を見極めて判断。

※今回の移行に伴う要請内容（面会等）の変更はありません。

＜参考＞高齢者施設における面会の取扱い

| 警報区分          | 目 安<br>(病床使用率) | 面会の取扱い                                                                                   |
|---------------|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 警報なし          | —              | ○感染防止対策を徹底の上、最小限の人数で面会実施<br>※令和3年11月24日付け厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」に基づく対応 |
| 医療警報          | 15%            |                                                                                          |
| <b>医療緊急警報</b> | <b>25%</b>     | <b>○緊急やむを得ない場合を除き、対面での面会を制限<br/>(ガラス越しやオンラインでの面会)</b>                                    |
| 医療非常事態宣言      | 50%            |                                                                                          |

【関連資料の掲載場所】宮崎市HPホームページ

- 新型コロナウイルス全般に関すること
- 事業者向け情報
- 介護保険事業・老人福祉施設等の感染対策について



※ 本文書は各サービス毎に送信しているため、複数回送信されていることがありますのでご了承ください。

(文書取扱：宮崎市介護保険課)